

博士学位論文

内容の要旨

および

審査の結果の要旨

【第17号】

2010

日本社会事業大学

大学院社会福祉学研究科

はしがき

本編は学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)第8条による公表を目的として、平成21年度に本学において博士の学位を授与した者の、論文内容の要旨および審査の結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は学位規則第4条第1項(いわゆる課程博士)であり、乙は同条第2項(いわゆる論文博士)によるものであることを示す。

目 次

[課程博士]

学位記番号	学位の種類	氏 名	論文題目
甲第37号	博士（社会福祉学）	中村 考一	高齢者の行動観察による高齢者の生活の構造と 連鎖に関する分析 —高齢者の生活を構成する要素と文脈を中心として— An analytic study of construction and chain of elderly person's life based on the observation about elderly person's activity Focus on the factors and contexts of activity that compose of elderly person's life
甲第38号	博士（社会福祉学）	細羽 あゆみ	ソーシャルワーク実践における福祉アクセシビリティに関する研究 —発達障害のある子どもの養育者に対する支援のあり方を事例として— The Concept of Accessibility to Social Resources in Social Work Practice : A Qualitative Study of the Experience of People Bringing Up Children with Developmental Disabilities
甲第39号	博士（社会福祉学）	有村 大士	日本における子どものマルトリートメント対応システムのあり方に関する研究 A Study on the Systems for the Prevention of Child Maltreatments in Japan

氏名	中村 考一		
学位の種類	博士（社会福祉学）		
学位記番号	甲第37号		
学位記授与の日付	平成23年3月18日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
学位論文題目	高齢者の行動観察による高齢者的生活の構造と連鎖に関する分析 —高齢者の生活を構成する要素と文脈を中心として— An analytic study of construction and chain of elderly person's life based on the observation about elderly person's activity Focus on the factors and contexts of activity that compose of elderly person's life		
論文審査委員			
審査委員長（主査）	日本社会事業大学教授	中島 健一	
審査委員（副査）	日本社会事業大学教授	藤岡 孝志	
審査委員	日本社会事業大学教授	北場 勉	
審査委員	日本社会事業大学大学院特任教授	大橋 謙策	
審査委員	日本社会事業大学教授	佐藤 久夫	
中島 健一	介護福祉系		
藤岡 孝志	社会福祉援助系		
北場 勉	社会保障政策系		
大橋 謙策	地域福祉系		
佐藤 久夫	社会参加支援系		

高齢者の行動観察による高齢者の生活の構造と連鎖に関する分析
—高齢者の生活を構成する要素と文脈を中心として—
An analytic study of construction and chain of elderly person's life
based on the observation about elderly person's activity
Focus on the factors and contexts of activity that compose of elderly person's life

日本社会事業大学大学院 博士後期課程
中村考一

序章 研究の背景と目的

序章においては、論文で扱う問題を明らかにし、研究の理論課題及び構成を明示した。本論文では、

【理論課題1】高齢者の一日の生活における行動及び体験をどのように分析していくか
いか先行研究を基に分析枠組みを明らかにする。

【理論課題2】高齢者の生活における行動及び体験を捉えるための専門的基準を作成することを目指し、理論課題1で作成した枠組みを用いて、高齢者が一日の生活の中において、どのように行動し、その行動においてどのような体験をしているか、またそれらの行動がどのようにつながり体験を形成しているかを質的に明らかにする。

という2点を理論課題として設定した。

要介護高齢者の日常生活の支援において、専門職は日々「次は散歩をするか、それともテレビを見るか、または昼寝をするか」などといった判断を迫られる。しかし、その判断に明確な根拠はなく、利用者の判断に全面的にゆだねられたり、専門職の経験と勘によるその時その場の一瞬の判断で決定されたりする場合がほとんどである。その結果、生活を営む上での高齢者の判断が、本人の持っている能力や意欲を低下させる可能性がある場合でも、能力低下や意欲低下に対するアプローチが行われない場合がある。

本論文では、そのような問題が起こる背景として、ケアマネジメントにおける専門的判断基準の欠如があると考えた。すなわち、ケアマネジメント理論において、プロフェッショナルニーズの基盤となるべき判断基準は外部にゆだねられており、ケアマネジメントを最大限活用するためには、既存の知識を活用する必要があるが、「生活を捉える」ための専門的基準は準備されておらず、それが不適切な生活支援や支援の欠如につながるという考え方である。

生活を「人が生命を維持した上で行っている『行動』の総体」と考えると、「生活を捉える」ための専門的基準となりえるのは、日常生活における人の行動を類型化したものであると考えられる。しかし、生活の質という視点で考えた時、単にどのような行動をしているかを捉えるだけでは情報として十分ではない。むしろその行動が本人にとってどのように意味づけられるか、すなわち日常生活における行動の結果としての「体験」が重要になる。以上を踏まえて本論文の理論課題を設定した。

第1章 本研究の位置づけと分析の枠組み

第1章では、高齢者の生活に関する先行研究のレビューを行った上で、本研究の理論課題を達成する方法としてエスノグラフィーによる調査が必要であることを説明し、調査の分析枠組みの構築を行った。

第1節では、生活の構築と維持に関する基礎理論として、社会学、生活科学、ソーシャルワーク、ケアワークなどの観点からレビューを行い、先行研究の課題として生活の表面上の行動を捉える枠組みはあっても、そこでの体験を捉えるモデルが構築されていないことを課題として指摘した。また、第2節では、その課題を踏まえ本研究の中核となる概念である「体験」について成瀬悟策の「体験様式」理論及び社会生活基本調査の枠組みを基に図1のようなモデルを構築した。さらに第3節では、アンケート調査やインタビューなどではなく観察法による調査が求められることを指摘した。

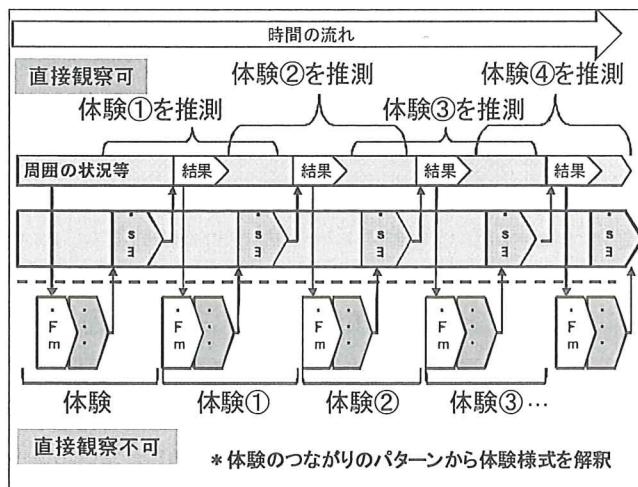


図1 体験と体験様式を捉える枠組み

第2章 高齢者の生活構造及びその連鎖に関する調査

第2章では、第1章において構築した分析枠組みを基にして高齢者の生活を参与観察とエスノグラフィーの作成によって詳細に調査することで、高齢者の日常生活における行動と体験及びその連鎖のありようを解釈することを目的とし調査を行い、その分析結果について示した。

第1節では調査の目的と方法を示した。調査では、まず、在宅高齢者のうち研究に協力の得られた5名及び養護老人ホームに居住する高齢者のうち、研究協力に同意の得られた10名の日常生活における行動の観察を行い、得られたデータをエスノグラフィーとして整理した。行動の解釈に当たっては1~10単位程度の行動とその結果を中分類として分類し、それらを社会生活基本調査の分類方法を参考にして解釈し大分類として解釈した。次に、これらの行動における高齢者の体験を抽出した。抽出においては、まず、観察後1単位ごとに整理したエスノグラフィーを基に、高齢者の行動を中分類、大分類に分類し、特に中分類における高齢者の体験について、記述内容を基に解釈し、その中分類で高齢者が経験したと思われる体験に名前を付けた(表2-1)。

第2節ではそれらの方法に則って分析した結果を示した。調査及び分析の結果、28種類の体験が抽出され、それらをKJ法的分類によって中分類・大分類として整理した（表2-2）。また、体験の抽出後、抽出した体験の解釈の妥当性について検討することを目的に、日本社会事業大学の院生3名に結果の解釈の妥当性の評価を求めた。方法としては抽出したデータ全体（1235アイテム）から、分類された体験の小分類とその根拠となったエスノグラフィーデータのセットをデータ全体の1割に当たる123セット抽出し「抽出した体験の小分類の命名」と「抽出の根拠となったエスノグラフィーデータ」が質的に一致しているかどうかについて評価を求めた。結果、105セット（85.1%）のデータセットについて、2名以上の評価者が「抽出した体験の小分類の命名と抽出の根拠となったエスノグラフィーデータ」について質的に一致していると評価した（表2-3）。

第3節では、在宅高齢者と養護老人ホームに入居する高齢者の体験の差について検討した。具体的には、在宅・養護老人ホームそれぞれにおいて発生頻度の高い体験及び在宅・養護老人ホームの高齢者ごとに体験の大分類の視点から発生の特徴を分析し、体験の共通性と相違点を探った。その結果、居住スタイルに応じて体験に共通性と相違点が見られた。また、体験の大分類の観点から高齢者ごとのタイプ分けを行ったところ、在宅高齢者が3タイプ、養護老人ホームにおける高齢者が4タイプに分類された。

第4節では、行動と体験の連鎖の分析を行った。結果、行動はつながりをもって連鎖していることが確認され、「2つの行動が同時進行的に連鎖するパターン」など行動と体験の連鎖のパターンが分類された。

第5節では、在宅と養護老人ホームの体験の連鎖の差異について食事の準備プロセスのデータの比較により検討した。その結果、在宅と養護老人ホームにおける今回の観察結果では食事の準備のプロセスにおける両者の体験について異なる体験が解釈された。

第6節では、生活において行動及び体験を捉える新たな視点について、エスノグラフィーの分析結果から検討した。その結果、自動的活動と注意を集中しておこなう活動、日常的活動と非日常的活動、感情や情報のインプットとアウトプットの量とバランス、立場の変化、過去・現在・未来という時間の志向性、主体性を發揮する動機付けとなる予定があるかなどが新たな視点として提案された。

表2-1 特別扱いされる体験として解釈し分類した場面

中分類	言葉・行動	周囲の状況	その時の状況
施設の玄関から外に出る	A氏：いってきます	スタッフ：行ってらっしゃい。	A氏と筆者で日課として毎日行っている娘宅への散歩に出かける際に、施設の出口でスタッフに声をかける場面
	A氏：（建物を出る）		
	A氏：他の人はね、外出の時に帳簿やら書かないといけないんですけど、私は毎日のことでしょ。それで帰ってこないということもないから、だから書かなくてもいいんです。	筆者：ああ、そうなんですか。それはいいですね。	
	A氏：いいでしょ。（笑顔）		

*（）内は、行動を指す。

表2-2 体験の分類

大分類	中分類	小分類	
自己 コントロール 体験	周囲の状況を コントロールできる体験	A-1	分かる・理解する体験
		A-2	周囲の状況をコントロールできる体験
		A-3	周囲の状況をコントロールできるようになる 体験
		A-4	折り合いをつける体験
	周囲の状況を コントロールできない体験	A-5	周囲の状況をコントロールできない体験
存在感 有用感 に関する 体験	自己の変化・成長を 実感する体験	B-1	成長体験
		B-2	希望や意欲を持つ体験
	他者から求められる体験	B-3	他者から興味を持たれる体験
		B-4	他者から必要とされる体験
	自己肯定体験	B-5	他者より優れていると感じる体験
		B-6	自分で自分を認める体験
	存在を認められる体験	B-7	特別扱いされる体験
		B-8	他者から認められる体験
	自分の価値を 認められない体験	B-9	他者に否定される体験
		B-10	他者に認められない体験
	他者とのつながりを感じる体験	B-11	他者とのつながりを感じる体験
		B-12	情報の共有体験
		B-13	自己開示体験
		B-14	価値観の共有体験
ケア関連 体験	他者を認める体験	C-1	他者を気遣う体験
		C-2	他者を認める体験
		C-3	他者に興味を持つ体験
		C-4	他者に感謝する体験
		C-5	他者を信じる体験
	他者を否定する体験	C-6	他者を否定する体験
	他者から援助を受ける体験	C-7	他者から援助を受ける体験
身体的快・不快 体験	身体感覚の充足体験	D-1	身体感覚の充足体験
	身体的不快体験	D-2	身体的不快体験

表2-3 一致率とアイテム数

3名とも 一致と回答	2名が 一致と回答	1名が 一致と回答	3名とも 不一致と回答	合計
75	30	17	1	123
61.0%	24.4%	13.8%	0.8%	100.0%

第3章 総合考察

第3章では、第2章で得られた調査・分析の結果に対して、研究の理論課題に照らして考察を行った。

第1節では、今回の分析結果と成瀬の先行研究との比較を行い、成瀬の理論との共通性と新たな視点として明らかになった部分を整理した。また、妥当性の検証結果からは、分類が一定の妥当性を有するものとして確認されたと考える。体験の大分類としては、「自己コントロール体験」「存在感有用感に関する体験」「ケア関連体験」「身体的快・不快体験」

が大分類として分類されたが、それぞれが高齢者の生活体験をアセスメントする際の基本的な視点として必要となると考えられる。

また第2節では在宅高齢者と養護老人ホームに入居する高齢者との生活体験の共通性と相違点について検討した。存在感・有用感に関する体験はほぼすべての高齢者において発生頻度が高かった。また、在宅では自己コントロール体験が高く、養護老人ホームにおいてはケア関連体験と自己コントロール体験がほぼ半数であったことが特徴的な違いとしてあることが示唆された。また、行動と体験の関連についても考察した。散歩という単一の行動であっても、そこで体験していることには個人差があることが分かり、散歩という行動に対して経験できる体験として7種類の体験があることが確認された。

第3節では、行動と体験の連鎖について考察した。施設種別による行動の連鎖の仕方の違いについては、「体験のつながりの分断されやすさ」「生活機能を発揮する機会の量」「意欲の発揮の仕方」などに差がある可能性があるものと捉えられた。

第4節では生活において行動及び体験を捉える視点として有効性が示唆される視点について検討した。これらについては、高齢者の生活を捉え、また構築していく上での有用性が検証されているわけではない。そういった意味から今後の研究の発展としては、高齢者の生活を6つの視点で捉えるとともに、行動と体験で捉え、それらの関係を検討する必要性を指摘した。

第5節において、これまでの成果による理論課題の達成状況を考察した。理論課題1については、第1章で作成した分析枠組みを用いて観察し、体験を分類し、体験の種類とその発生頻度について分析した結果、分類された体験の総数は在宅・施設を合わせて1235アイテムであり、総アイテム数に対する比率は88.5%であった。およそ9割弱の行動について体験の命名ができたことから、本研究において構築した分析枠組みが生活を観察するためのモデルとして十分機能するモデルであることが示唆され、これをもって理論課題が達成されたと評価した。また、理論課題2の達成については、高齢者の生活における体験が28の項目に分類されるなど、体験とそのつながりのありようを質的に分析した。これらの結果は、3名の評価者による観察結果の妥当性の検証においても、85%以上の分類結果において妥当であるという結果が得られたことから、本研究において構築した分析枠組みとそれに基づく解釈が、高齢者の体験を解釈する上で活用できる枠組みになったと考えられる。

第6節においては、本研究の成果の活用について検討し、本研究の調査枠組みがそのまま高齢者の生活を捉える方法論として援用が可能であること、体験の分類の結果が高齢者の生活体験を捉える際の基準として試案的に活用できることなどを指摘した。

また第7節ではこのような生活を捉える視点について介護福祉士の専門性として位置付けていくことを提案した。

第8節の研究の課題としては、体験のさらなる精緻化、生活の質との関連性の検討、プライバシーに関する部分、環境の影響や時間の区切りなどについて課題があることを確認した。

審査結果の要旨

I 論文の構成と内容

本論文のタイトルは、『高齢者の行動観察による高齢者の生活の構造と連鎖に関する分析—高齢者の生活を構成する要素と文脈を中心として—』であり、目次と要旨は前掲のとおりである。

中村考一の論文は、高齢者の生活の構造と連鎖を分析する論文であるが、まず生活の定義及び生活に関する先行研究を丁寧にレビューし、現在までに明らかにされていること・残されている検討課題をまとめている。ソーシャルワーク及び高齢者介護福祉における生活のとらえ方・考え方についてもレビューし、生活の一般的な研究とともに一覧表を作成して相違点を示している。さらに、生活をとらえる際の視点として「体験」に着目し、体験に関する先行研究レビューも丁寧に行い、体験という視点を本論文の主要な視点として位置づけた上で、残されている課題を明確にしている。これらのレビューを受けて、残されている課題を総合的に検討し、本研究において明らかにすべき理論課題として、高齢者の生活を直接観察することによってその構造と行動連鎖を明らかにすることの意義を述べている。

本論文では、観察・分析手法として「エスノグラフィー」を採用しているが、採用理由及びエスノグラフィーの特徴についても詳細に示している。

調査については、在宅高齢者と養護老人ホーム生活の高齢者のデータを収集し、対比的に分析している。考察は、データに基づき、きわめて実践的視点での提言等が含まれている。

このように、本論文は、きわめてオリジナリティの高い論文であり、高齢者の生活支援の方に基盤的資料を提供する論文として高く評価できる。

II 論文審査の方法と結果

1 審査手続きと審査委員の構成

論文審査は、日本社会事業大学大学院学則、同学位規程及び課程博士論文審査委員会内規に基づき、大学院研究科委員会で議決承認された大学院博士後期課程担当の専任教員5人が審査を担当した。

5人の氏名と専門分野は以下のとおりである。

審査委員長（主査）	中島 健一	高齢者福祉、福祉臨床・心理学的援助技術研究
審査委員（副査）	藤岡 孝志	子ども家庭福祉、援助者支援臨床研究
審査委員	北場 勉	社会保障
審査委員	大橋 謙策	地域福祉、コミュニティソーシャルワーク
審査委員	佐藤 久夫	障害者福祉

2 審査の経過

11月30日までに提出された論文について5人の審査委員がそれぞれ「第1次審査評価表(個別表)」を提出した。5人全員が口述試間に進むことを「可」とする結果であったので、主査が「第1次審査評価表(総括表)」を作成して2010年12月16日の社会福祉学研究科委員会において報告し、口述試間を行なうことが了承された。審査委員からの第1次審査における評価及び意見を主査が本人に伝え、本人は主査の指導の下で修正する事項を整理し、12月18日に公開による口述試間が実施された。口述試間においてさらに問題点が指摘され、2011年1月20日までに修正することとされた。1月20日に提出された論文を最終版とし、1月27日に審査委員会を開催し合否を検討し、「第2次審査評価表(個別表)」が各委員より提出された。審査結果は4人が「可」、1人が「保留」であったが、保留は修正が多すぎるという理由であり、論文自体は博士論文のレベルに達しているという評価であった。それをふまえて主査が「可」とする「第2次審査評価表(総括表)」を作成し、2011年3月3日の社会福祉学研究科委員会に報告し、承認されて博士の学位を与えることが承認された。

3 審査の内容

<審査方法>

審査の方法は、第1次、第2次ともに「審査評価表」に5つの評価項目が設定されており、評価委員はその各々の項目について評価することになっている。5つの評価項目とは、①研究課題の意義、②研究のオリジナリティ性、③先行研究のレビュー、④研究方法の論理性、実証性、⑤その他特記事項であり、その各々を踏まえた上で審査委員は総合評価を行なうことになっている。第2次評価は、それに付け加えて、口述試間の評価と最終的な総合評価がなされ、主査は各審査委員の個別の総合評価を踏まえて、最終的に審査の合否を記載して、大学院社会福祉学研究科委員会に提案することになる。

<第1次審査>

評価に当たった5人の審査委員の評価内容は以下の通りである。

①研究課題の意義

すべての審査委員が意義がある。高い意義があるとの評価であった。ただし、一人の審査委員より「ただちに大きな役割を持ちうるか」という疑問が提示された。

②研究のオリジナリティ性

すべての審査委員が高い・評価できるという評価であった。

③先行研究のレビュー

総じて、十分に行われているという評価であったが、1) I C F 定義・分類の明示と関連の研究レビューの追加、2)単なる紹介レビューではなく分析的かつ本研究とのつながりの明確化 3)海外の関連文献のレビューの増補、4)この種の研究方法に関するレビューの追加が要求された。

④研究方法の論理性・実証性

おおむね高い評価であったが、エスノグラフィー手法に主觀性が感じられるという意見があり、他の研究法と比較しつつこの研究法の長短書を示すとともに、分析の一貫性を示して実証性を示す必要があることが指摘された。

第一次審査では、上記のような項目別の意見と評価が与えられたが、総合評価としては、5人全員が、指摘された点を修正することで博士論文として認めることが出来る可能性が高いの

で、口述試間に進むことを「可」と評価した。

＜口述試問及び第2次審査＞

本年度の口述試問は新課程と旧課程（中村考一は旧課程）の切り替えに伴う過渡期として、旧課程生については第一次審査結果を伝えた2日後に実施された。そのため、急遽、指摘された問題点の検討と修正・追加及びそれに対応したプレゼンテーション資料の作成が行われたが、十分にまとめきれていない点が否めなかった。そこで、質疑応答では、博士論文としての完成に向けてさらなる修正指導がなされた。

その結果、審査の経過に示すように一人の審査委員は修正量が多すぎるという理由で「保留」の評価を下したが、1月20日に提出された最終提出論文の内容自体については、5人の審査委員全員が、レビューの完成度の向上、分析の方法及び実証生の向上、考察の深化が認められるという高い評価を行った第2次審査評価表（個別表）を提出した。

＜研究科委員会の議決＞

これらの結果を受けて、主査は博士論文として認めるという内容の「第2次審査評価表（総括表）」を作成し、審査委員会は上記の点を2011年3月3日の社会福祉学研究科研究委員会に提案し、研究科委員会では、修正量に関する検討が行われたが、定められた修正期間を活用しての修正であり形式的に問題はないこと、当初提出された論文と別物の内容になったわけではなく、審査委員の修正要求に真摯に応じた結果として修正・加筆が増えただけであり質的にも問題はないことが確認され、論文の質も博士論文として認められるレベルに達していることが了承され、議決を得た。

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科は上記の手続きを経て、2011年3月18日に中村考一に「博士（社会福祉学）」を授与することとした。

氏名 細羽 あゆみ

学位の種類 博士（社会福祉学）

学位記番号 甲第38号

学位記授与の日付 平成23年3月18日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

学位論文題目 ソーシャルワーク実践における福祉アクセシビリティに関する研究
－発達障害のある子どもの養育者に対する支援のあり方を事例として－
The Concept of Accessibility to Social Resources in Social Work
Practice :
A Qualitative Study of the Experience of People Bringing Up Children with
Developmental Disabilities

論文審査委員

審査委員長（主査）	日本社会事業大学大学院特任教授	大橋 謙策
審査委員（副査）	日本社会事業大学教授	佐藤 久夫
審査委員	日本社会事業大学教授	藤岡 孝志
審査委員	日本社会事業大学教授	高橋 重宏
審査委員	日本社会事業大学教授	中島 健一

大橋 謙策	地域福祉系
佐藤 久夫	社会参加支援系
藤岡 孝志	社会福祉援助系
高橋 重宏	社会福祉援助系
中島 健一	介護福祉系

「ソーシャルワーク実践における福祉アクセシビリティに関する研究 －発達障害のある子どもの養育者に対する支援のあり方を事例として－」

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程
細羽 あゆみ

《序 章》ソーシャルワーク実践における福祉アクセシビリティの位置

序章では、本研究の背景と目的について論述した。

わが国の戦後の社会福祉体制を特徴づける申請主義の下では、相談窓口に現れ、社会福祉援助を利用する意志を表明した「クライエント」に対してどのように支援するかを考えてきた。ところが、「クライエント」は相談窓口に到達した人であって、到達していない人は「クライエント」には該当しない。支援を受ける権利を有し、支援を必要とする状況にあったとしても、相談窓口を知らなかったり、情報を集めることができなかったり、自らの直面している課題を解決したいという気持ちを持てずにいたりする場合には、相談窓口に到達することはできない。

相談窓口に来て申請をしていない人は、申請主義を基本とする社会福祉制度のもとでは制度的支援の対象範囲外となる。しかし、相談窓口に来て申請をしていない人は支援の必要性がないというものではなく、様々な困難に遭遇して深刻な状況にある人も多数存在する。この課題に対して政策化を含む社会的取り組みを促進するには、まずは、課題が発見され、理解され、共有され、社会的に広く認知される必要がある。深刻な状況にある人々の課題を発見し、社会的に広く認知させるのは、ソーシャルワーク実践とソーシャルワーク研究が果たすべき社会的使命に他ならない。相談窓口に到達し、サービス利用の意志表示をして申請しなければニーズがないものと見なす申請主義の限界を乗り越え、支援を必要としながら相談窓口に到達していない人に対してもソーシャルワーク機能を發揮して支援に取り組むことは、社会的にも求められるソーシャルワークの今日的課題といえる。

本研究では、福祉サービスを必要とする状況にありながら相談窓口に到達していない段階の人を「福祉サービスを必要とする人」と呼び、あえて相談窓口に到達した人と分けて論じることとした。その上で、「福祉サービスを必要とする人」に対してソーシャルワーク機能を發揮してアプローチする際に求められる視点および枠組みと、そのアプローチを実現できるシステムについて明らかにしたいと考えた。その際、「福祉サービスを必要とする人」への支援に取り組む時に発揮が求められるソーシャルワーク機能は、相談に来た「クライエント」への支援に取り組む時に求められる機能と共通する部分ももちろんあるが、それが全てではないのではないかと考えた。「福祉サービスを必要とする人」への支援において求められるソーシャルワーク機能について明らかにしていくにあたっては、当事者主体というソーシャルワークが尊重すべき価値に照らしても、「福祉サービスを必要とする人」が相談窓口に到達する上で何が障害になるのか、「福祉サービスを必要とする人」の立場から明らかにしていく必要があると考えた。

これらのことから、「福祉サービスを必要とする人」がどのような困難さを抱えているのか、当事者の経験から具体的に明らかにして、当事者の立場に立ったソーシャルワークアプローチを展開していくための視点および枠組みと、そのアプローチを実現できるシステムのあり方を明らかにしていくことを、本研究の目的とした。

《第1章》ソーシャルワーク機能と福祉アクセシビリティ概念

第1章では、ソーシャルワーク機能と福祉アクセシビリティ概念に関する先行研究を検討し、本研究で取り組む研究課題と分析枠組みを明確にした。

ソーシャルワークの国際定義に従えば、ソーシャルワークの目的は「人間の福利（ウェルビーイング）の増進」であり、予防的に、また積極的に、人々の人権や自己実現、生活の質を保障していくことはソーシャルワークの重要な課題となる。また、国際定義ではソーシャルワークを「人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する」と定義しており、「人と社会環境の間の接点のあり方」をどのような視点と枠組みで捉えてアプローチするのか、そのアプローチを実現できるシステムをどう構築するのかが、ソーシャルワーク研究の課題となる。

本研究では、ソーシャルワークの中核的な焦点である、「人々と環境の間の接点のあり方」にかかわる概念として「アクセシビリティ」概念に着目した。「アクセシビリティ」概念について、OECD（1974・1977=1979：148）は「サービスを利用しようと望んでいる個人の側で障害がないこと」と定義し、「well-being」と密接に関連する概念として位置づけている。本研究では、ソーシャルワークが取り組むべき課題の特性を考慮したアクセシビリティ概念である「福祉アクセシビリティ」を鍵概念に位置づけ、支援を必要とする人の立場から「福祉アクセシビリティ」の阻害状況を明らかにした上で、その阻害状況に対してどのように「ソーシャルワーク機能」を発揮すべきかを検討した。

《第2章：研究計画》福祉アクセシビリティの構造と構成要素を明らかにする研究計画

第2章では、第1章で掲げた研究目的を達成するための研究計画について述べた。

本研究で取り上げる「福祉サービスを必要とする人」が置かれた状況は、「それまでのソーシャルワーク理論や、ワーカーの実践の方法、社会福祉サービスの形態や、その質をもってしては対処できない種類の問題、または家族とその状況」（窪田暁子 1993）と考えることができる。そのため、「福祉サービスを必要とする人」の直面する困難さについて分析した上で、「福祉サービスを必要とする人」に対してソーシャルワーク機能を発揮してアプローチする際に求められる視点および枠組みと、そのアプローチを実現できるシステムについて明らかにすることは、「現状のより正確な理解とソーシャルワーク理論の発展の手がかり」（窪田暁子 1993）を見出すことにつながり、「それらに適用可能な、有効な援助方法」を探ることになると考えた。

そこで本研究では、福祉サービスを必要とする状況にあった人にどのようなアクセシビリティの阻害状況を経験したのかを尋ねるインタビュー調査を行い、調査時に語られた言葉を帰納的に分析することにより、「福祉サービスを必要とする人」の実態に即した福祉アクセシビリティの構造と構成要素を明らかにしたいと考えた。アクセシビリティの構造と構成要素が明らかにできれば、支援を必要としながら相談窓口に到達できていない人の福祉アクセシビリティをどう確保していくのか、そのためにどのようなソーシャルワーク機能が必要とされるのかを明らかにすることになると考えた。

具体的な研究計画は以下のとおりであった。研究方法は、調査対象者が語る「ありのままの言葉」を分類・整理した上で再統合する「質的記述的研究」とした。調査対象者には、

アクセシビリティが阻害されてきた人の一例として、発達障害のある子どもの養育者を選定した。分析枠組みには、先行研究を一部改変して作成した「福祉アクセシビリティの構成要素」を位置づけた。分析では、調査で語られた養育者の言葉を、分析枠組みに沿って分類していった。分析枠組みに該当する構成要素がある場合には、構成要素の細分化・具体化を行い、下位項目を作成した。分析枠組みに該当する構成要素がない場合には、新しい構成要素を生成した。

《第3章：研究結果》発達障害のある子どもの養育者からみた「福祉アクセシビリティ」問題と求められる支援機能

第3章では、第2章で述べた研究計画にもとづいて取り組んだ研究結果を述べた。

本研究の調査対象者は、(1) 子どもの養育期に、発達障害児者の養育者が参加する『親の会』に入会していたこと、(2) 養育する子どもの年齢が、義務教育を終えた16歳以上であること、(3) 子どもの養育期にC市（地方の政令指定都市）およびC市に隣接する市町に居住していたこと、の3点の適格基準を満たす「発達障害のある子どもの養育者」であった。調査対象者は、調査を終えた対象者からの紹介を得て（スノーボールサンプリング法）、最終的な調査対象者は19人となった。

調査は、調査実施者（筆者）と調査対象者1人での半構造化面接によって行った。面接では、調査対象者に関する基礎的な情報を確認した後、養育者が障害のある子どもを養育する過程で経験した社会資源へのアクセシビリティ状況について口頭で尋ねた。

調査結果の分析は、(1) 逐語録の作成、(2) コード表作成、(3) コード表を分析枠組みに分類、(4) 内容が似たものをグループ化して構成要素の下位項目を作成、(5) 構成要素の下位項目を語られた事例数が多い項目順に序列化（項目の「重みづけ」）、(6) 分析結果の図表による表示、(7) 分析結果の記述、というプロセスで実施した。

「福祉アクセシビリティ」阻害要因の分析結果は、次の4点にまとめることができる。1点目として、本研究に取り組んだ成果として、どのような福祉アクセシビリティの構造と構成要素を明らかにできたのか、福祉アクセシビリティの「大分類」、「構成要素」、「構成要素の下位項目」を含む一覧表で提示した「『福祉アクセシビリティ』阻害要因の分析結果総括表」（以下、分析結果総括表）を作成した。2点目として、アクセシビリティを構成する大項目を該当事例数が多い順に並べると、①「社会資源」・「必要な人・利用者」、③「専門職」、④「情報」、⑤「運営」、⑥「★地域・社会」となったので、これを分析結果総括表の並び順に反映させた。3点目として、分析枠組みに該当しない新たなアクセシビリティの構成要素として、19項目を抽出した。この19項目には★印をつけ、最も注目すべき点であることを示した。4点目として、過半数の事例で該当した構成要素が10項目（①「社会資源」：「存在しない」、「距離・移動」、②「必要な人・利用者」：「ニードと資源の連結」、「★戸惑い、葛藤、積み重なる気持ち」、「★生活環境」、「★親同士、親の会の中での葛藤、負担」、「★子どもは人を求めない」、③「専門職」：「態度」、「能力」、④「情報」：「情報公開」）あった。最も該当事例数が多かったのは「専門職」の「態度」（16人）であった。また、過半数の事例に該当する項目の中に、新たなアクセシビリティの構成要素が4項目含まれていた。それは、「★戸惑い、葛藤、積み重なる気持ち」、「★生活環境」、「★親同士、親の会の中での葛藤、負担」、「★子どもは人を求めない」で、いずれも「必要な人・利用者」の項目であった。

事例分析は、事例横断的な分析結果とは異なり、「1人の養育者がどのような『福祉アクセシビリティ』の阻害状況を経験したか」を描き出すために行った。事例分析においては、「福祉アクセシビリティ」阻害要因の分析に加えて、促進要因の分析も行った。促進要因は、「ソーシャルワークが阻害要因の解消・軽減に取り組む際に活用できる要因」と捉えた。事例分析の結果、「福祉アクセシビリティ」の阻害状況に対して様々な促進要因が作用していることを明らかにできた。中でも、ソーシャルワーカー以外の人（例えば親同士や保育士、保健師など）が養育者に対して情報提供や精神的サポートを行うことで、「福祉アクセシビリティ」の促進要因となっていることを確認できたことは重要な発見であった。

《終章：結論》ソーシャルワーク実践における「福祉アクセシビリティ」の重要性とそのシステムのあり方

終章では、本研究の成果をまとめた上で、本研究の結果および研究方法の意義と独自性、ソーシャルワーク実践における「福祉アクセシビリティ」の重要性、本研究の限界と残された課題について述べた。

研究結果の意義と独自性として、次の4点を指摘した。1点目は、発達障害のある子どもの養育者からみた「福祉アクセシビリティ」の構造と構成要素を、養育者が語る「ありのままの言葉」を活かした帰納的な分析によって明らかにしたことである。実際の調査データにもとづいていることと、「当事者の視点」に立ち、当事者の語る「ありのままの言葉」を活かした分析を行ったことは、本研究で得られた結果の独自性といえる。2点目は、帰納的な分析方法を用いることで、従来の福祉アクセシビリティ概念には含まれていない新たな構成要素として19項目を抽出できたことである。この19項目の大分類を見てみると、最も多かったのは「必要な人・利用者」であったことは、従来の福祉アクセシビリティ概念では、「必要な人・利用者」が持つ要素が十分に考慮されてこなかったことを示していると考えることができる。3点目は、「福祉アクセシビリティ」の構成要素について、該当事例数を基準に「重みづけ」を行ったことで、特に注目すべき構成要素を明らかにできたことである。最も多くの事例で該当した「専門職」の「態度」は、「必要な人・利用者」が持つ要因の中でも特に「★戸惑い、葛藤、積み重なる気持ち」と密接に関連するものである。本研究により、人と環境との接点に介入するソーシャルワークが取り組むべき重要な課題を、実際のデータにもとづいて提示することができた意義は大きいと考える。4点目は、事例分析の結果から、「福祉アクセシビリティ」に関して、阻害要因だけでなく促進要因にも注目していく必要があることを示すことができたことである。事例分析では、「福祉アクセシビリティ」の阻害状況に対して様々な促進要因が作用していることを、養育者の実際の経験にもとづいて明らかにすることができた。中でも、ソーシャルワーカー以外の人（例えば親同士や保育士、保健師など）が養育者に対して様々な支援機能（例えば情報提供や精神的サポートなど）を発揮することで「福祉アクセシビリティ」の促進要因となっていることを確認できたのは重要な発見であった。

研究方法の意義と独自性については、次の3点を指摘した。1点目は、帰納的研究方法を用いた研究方法を設計したことで、アクセシビリティの構成要素について、より利用者視点にたった構造化を実現できたことである。2点目は、「質的記述的研究法」(Margarete Sandelowski 2000)を用いたことで、養育者の語る言葉が持つリアリティを損なうことなく、福祉アクセシビリティの阻害要因を記述できたことである。3点目は、社会資源を利用するす

る側の立場の人に調査対象者を設定し、調査対象者が語る「ありのままの言葉」を活かした分析方法を選択することで、利用者視点に立ってアクセシビリティの阻害要因を明らかにするための研究方法を提案できることである。

本研究の結果から、「人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する」ソーシャルワークにおいて、「人と社会環境の間の接点のあり方」を示す「福祉アクセシビリティ」概念は、ソーシャルワークの固有性に大きく関わる概念と考えることができる。ソーシャルワーク実践における「福祉アクセシビリティ」概念は、人と環境との接点を構造的にとらえた上で、利用者の「主体的側面」や、利用者にとっての「価値」や「意味」にも注目していく概念なのである。

本研究の社会的位置づけと活用可能性について、次の 2 点を指摘した。1 点目は、ソーシャルワーカーの問題認識の視点と枠組みとしての活用可能性である。ソーシャルワーカーが何を問題として認識し、どのような視点と枠組みにもとづいて問題を捉えていくべきかを考える際に、本研究での研究成果が活用できると考える。2 点目は、ソーシャルワーク機能が発揮できるシステムにおける活用可能性である。本研究で明らかにする福祉アクセシビリティの構造と構成要素は、ソーシャルワークが取り組むべき課題を示すと同時に、どのようなシステムがあればソーシャルワーカーがソーシャルワーク機能を発揮できるかを示すものである。

本研究の限界として、次の 4 点が挙げられる。1 点目は、本研究の主題は「福祉アクセシビリティ」という対象を特定しない一般的な課題である一方で、実際の調査に際しては、調査対象者を発達障害のある子どもの養育者に限定していることである。2 点目は、社会資源を初めて利用する時のアクセシビリティに影響する要因と、利用を継続する時のアクセシビリティに影響する要因とは異なる可能性があることである。3 点目は、本研究の調査対象となった養育者は、子どもの年齢が 16 歳以上で、養育者が最も支援を必要としていた頃から時間が経過していることである。4 点目は、本研究においてソーシャルワーク実践における「福祉アクセシビリティ」の重要性については十分に検討できた一方で、「福祉アクセシビリティ」を実現できるシステムのあり方については、その考え方と必要性の整理に留まったことである。これらの限界を踏まえ、福祉アクセシビリティの構造と構成要素に関する研究をより深めていくことが、今後の課題である。

＜引用文献＞

- 窪田暁子（1993）「多重問題ケースへの社会福祉援助」『東洋大学社会学部紀要』30（1）157-175.
- OECD（1974）*Subjective Elements of Well-Being*, OECD. (=1979, 「第 1 編 「暮らし良さ」の客観的指標の明確化と体系化」OECD 編, 小金芳弘監訳『「暮らし良さ」測定法の研究 国際比較の可能性をめざして』至誠堂, 1-220.)
- Margarete Sandelowski（2000）Focus on research methods : Whatever happened to qualitative description ?.
Research in Nursing & Health, 23（4）, 334-340.

審査結果の要旨

I 論文の構成と内容

本論文のタイトルは、『ソーシャルワーク実践における福祉アクセシビリティに関する研究－発達障害のある子どもの養育者に対する支援のあり方を事例として－』であり、目次と要旨は前掲のとおりである。

簡単に論文の研究目的、研究の意義を要約すると、戦後の社会福祉行政は、長い間中央集権的機関委任事務体制の下で展開されてきており、そこでは福祉サービスを必要としている人が社会福祉行政へ申請し、要件が認められれば福祉サービスを利用出来るという構造になっていたために、福祉サービスを必要としている人のアクセシビリティ問題は実践的のも、研究的にも殆ど論議されておらず、かつそのことに関わるソーシャルワーク機能についても研究は進んでいなかった。社会福祉行政の考え方や基礎構造が変わり、福祉サービスを必要としている人が自ら望む地域での自立生活を可能ならしめるよう、福祉サービスを選択し、利用出来るようにするために、「福祉アクセシビリティ」の問題は重要な課題であり、そのことを研究する意義は高い。しかも、それは、ソーシャルワーク機能のあり方にも関わる研究課題でもある。

細羽論文は、これらの研究課題を明らかにするために、「福祉アクセシビリティ」に関する先行研究、ソーシャルワーク機能に関する先行研究を踏まえ、ややもすると福祉サービスを必要としながら、あるいは自立生活上何らかの支援を必要としながら、従来の社会福祉行政の谷間に陥りがちで、相談・支援や福祉サービス利用に結びづらかった“発達障害のある子どもの養育者”を実証研究の対象として「福祉アクセシビリティ」のあり方、考え方を明らかにした論文である。

II 論文審査の方法と結果

1 審査手続きと審査委員の構成

論文審査は、日本社会事業大学大学院学則、同学位規程及び課程博士論文審査委員会内規に基づき、大学院研究科委員会で議決承認された大学院博士後期課程担当の専任教員 5 名が審査を担当した。

5名の氏名と専門分野は以下のとおりである。

審査委員長（主査）	大橋 謙策	地域福祉、コミュニティソーシャルワーク
審査委員（副査）	佐藤 久夫	障害者福祉
審査委員	藤岡 孝志	子ども家庭福祉、援助者支援臨床研究
審査委員	高橋 重宏	子ども家庭福祉、ソーシャルワーク
審査委員	中島 健一	高齢者福祉、福祉臨床・心理学的援助技術研究

2 審査の経過

1月30日までに提出された論文について5人の審査委員がそれぞれ個別に審査した「第1次審査評価表（個別審査表）」を提出し、それを基に主査が「第1次審査評価表（総括表）」を作成し、2010年12月16日に行なわれた大学院社会福祉学研究科委員会に報告し、12月18日に口述試問を公開にて行なうことが承認された。

その後、論文提出者には、第1次審査の個別評価及び総括評価で指摘された内容を主査が伝え、本人は主査の指導の下で修正する事項を整理し、12月18日に公開による口述試問が実施された。口述試問において、さらに問題点が指摘され、2011年1月20日までに修正することとされた。1月20日に提出された論文を最終版とし、口頭試問も踏まえた「第2次審査評価表（個別表）」が各委員より提出され主査が「可」とする「第2次審査評価表（総括表）」を作成し、2011年3月3日の社会福祉学研究科委員会に提案し、承認されて博士の学位を与えることが承認された。

3 審査の内容

<審査方法>

審査の方法は、第1次、第2次ともに「審査評価表」に5つの評価項目が設定されており、評価委員はその各々の項目について評価することになっている。5つの評価項目とは、①研究課題の意義、②研究のオリジナリティ性、③先行研究のレビュー、④研究方法の論理性、実証性、⑤その他特記事項であり、その各々を踏まえた上で審査委員は総合評価を行なうことになっている。第2次評価は、それに付け加えて、口述試問の評価と最終的な総合評価がなされ、主査は各審査委員の個別の総合評価を踏まえて、最終的に審査の合否を記載して、大学院社会福祉学研究科委員会に提案することになる。

<第1次審査>

評価に当たった5人の審査委員の評価は、11月30日までに提出された博士学位請求論文は、5つの審査項目に照らしても、研究の目的・意義についても明確に書かれており、研究意義が十分にある論文であり、先行研究の内容、方法も十分であり、実証研究方法もしっかりと設計されているし、分析も確かに評価され、この時点で十分“独立した研究者”としての知識、研究方法、論文執筆の力を有しているとの全員の評価であった。本博士学位請求論文は、先行研究の一つである宮岡論文の研究枠組みを土台として、自らの知見をそれに付け加え、新しい枠組みを作成し、それを実証的に検証・考察した点は大変オリジナリティがあり、優れているとの評価であった。

しかしながら、より論文の完成度を高めるためにということで幾つかの指摘を行い、その点を口述試験で確認すること、必要が有ればそれを踏まえて修正を行うことで口述試験が行われた。審査委員の指摘した事項は、以下のような内容であった。

- ①社会福祉分野におけるアクセシビリティの問題は、確かに大きな問題であるが、“発達障害のある子どもの養育者”を実証研究の対象とする意味、モデル性をもう少し明確にできないか。
- ②論文の内容は、“発達障害のある子どもの養育者”的立場からアクセシビリティ問題を考察しているが、逆にソーシャルワーカーの側からのアクトリーチ機能の問題として、ヒヤリングなりして実証性を高める必要性があるのではないか。
- ③“発達障害のある子ども”的問題は、母子保健や心理・療育分野でも数多くの研究があり、それらとの比較研究をしておく必要があるのではないか。

- ④先行研究は十分なされていると思うが、もう少し海外の先行研究が必要ではないか。
- ⑤論文執筆の意図からすると、実証研究の結果を踏まえて「福祉アクセシビリティ」のあるべきシステムについても研究・考察するようになっているが、その点が不充分ではないか。
- ⑥メインテーマとサブテーマとの関わりをもう少し意識して、丁寧に論述したほうがいいのではないか。
- ⑦ソーシャルワーク機能から考えると、戦後日本の“措置を要する者”の支援という残滓ではなく、“ウェルビーイング”の推進という立場からの分析の視点や用語の使い方を意識して書いた方がいいのではないか。

上記の指摘は、提出された論文の合格に値しないということではなく、より完成された論文とするための指摘であり、指摘された事項について全て応えようとすると、かえって論文の構成が煩瑣になり分かりづらくなるという点や、かえって論文の焦点がはつきりしなくなるという点もあることを踏まえての指摘であった。

<口述試問及び第2次審査>

口述試験は、上記で指摘した事項を中心に行われたが、筆者自身がこれらの課題に関して十分取り組めていないことを理解しており、かつそのことを入れると論文が複雑になることも十分承知した上で、1月20日までに出来るだけ修正したいとの申し出がなされた。

口述試験後の審査委員会では、修正の必要性もないし、このままで博士論文として認めるという全審査委員の評価であったが、本人も修正して完成度を高めたいとの意向をもっていることから修正を認めることとした。

1月20日までに提出された修正論文は、第1次審査、口述試験で指摘された事項を論文の構成・展開上、齟齬を来さないよう修正されており、審査委員全委員が細羽論文を博士の学位に相応しい論文として評価し、審査結果を合格と判定した。

<研究科委員会の議決>

審査委員会は上記の点を2011年3月3日の社会福祉学研究科研究委員会に提案し、了承・議決を得た。

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科は上記の手続きを経て、2011年3月18日に細羽あゆみに「博士(社会福祉学)」を授与することとした。

氏名 有村 大士

学位の種類 博士（社会福祉学）

学位記番号 甲第39号

学位記授与の日付 平成23年3月18日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

学位論文題目 日本における子どものマルトリートメント対応システムのあり方に
関する研究
A Study on the Systems for the Prevention of Child Maltreatments
in Japan

論文審査委員

審査委員長（主査）	日本社会事業大学教授	阿部 實
審査委員（副査）	日本社会事業大学教授	佐藤 久夫
審査委員	日本社会事業大学教授	若穂井 透
審査委員	日本社会事業大学教授	植村 英晴
審査委員	日本社会事業大学教授	児玉 桂子

阿部 實 社会福祉計画系
佐藤 久夫 社会参加支援系
若穂井 透 権利擁護系
植村 英晴 国際社会福祉系
児玉 桂子 社会福祉環境系

日本における子どものマルトリートメント対応システムのあり方に関する研究

A Study on the Systems for the Prevention of Child Maltreatments in Japan

日本社会事業大学博士後期課程満期退学

有村 大士

本研究は、北米における子どものもマルトリートメント対応とその構築過程における議論を踏まえ、日本の現状を分析し、エコシステムを重視したマルトリートメント対応モデル改善の方向性について検討したものである。

本論文は「序論」、および「結びにかえて」も含め、6章構成とした。

序章「研究の社会的背景と意義、目的及び方法」では、研究の背景、目的を設定し、「マルトリートメント」、および「マルトリートメント対応システム」について、用語操作上の定義を示した。

第1章「日本におけるマルトリートメント対応の動向と課題」では先行文献レビューを行い、マルトリートメント対応の視点やこれまでのシステムのあり方について論点を整理した。具体的には、子どものマルトリートメントについての社会的認知を進めることになった「権利主体としての子ども」という概念が、日本で紹介されるまでの動きについて整理した。加えて、日本における子どものマルトリートメント対応システムについて、重要な議論を分類しながら整理した。

その結果、マルトリートメント対応システムのあり方として、対立と支援の枠組み、つまりリスクに対してのインベスティゲーション（調査介入）と親や家族の側に立ったサポートティブな支援の整理について検討が必要であると考えられた。また、「指導」という言葉が多用される現状のとおり、援助の受け手である子どもや保護者の権利や意見を反映した取り組みなどもまだまだ一般化しておらず、当事者の参画、協働については整理がついていない現状と考えられた。また、マンパワーや専門性を支える仕組みについても、検討が必要であることが示唆された。

第2章「北米における子どものマルトリートメント対応システムの見直しと Differential Response Model の導入」では、北米を中心に発展してきたマルトリートメント対応システムである Differential Response Model（以下、「DR モデル」と表記）が成立する経緯、および議論を分析した。

現在、日本において以下の4点が社会的な問題として認識されている。第1点目に子ども虐待対応件数の急激な増加、第2点目に社会的に子ども虐待が強く認識されてきたこと、第3点目として子どものマルトリートメントに関わるワーカーのマンパワーおよび専門性の不足、第4点目に社会やマスコミの論調として強権・介入・保護的な対応が求められ、特に死亡事例などに児童相談所の責任を問う声が強くなっているということである。

これら4点の特徴は北米などでも、日本に先行して議論された問題である。特に第4点目に関しては、強権・介入・保護的な対応を充実するだけでは、子どものマルトリートメント対応に限界があることが議論されてきた。理由として、まずリスクの高いケースとリスクが一定程度以下のケースを同じシステムの中で対応しようとすると、リスクの高いケースにサービスの焦点を当てるを得ない。その結果、リスクが一定程度以下のケースへの対応がおろそかとなり、必要なサービスが提供されず、再通告されているケースが問題となった。また、短期の調査介入型のモデルでは、ネグレクト傾向のあるケースなど長期的に寄り添うようなサービス提供が必要なケースへ対応できないという課題が指摘された。従って、マルトリートメントを評価する焦点をリスクだけでなく、当事者を中心としたエコシステムにも焦点を置くようになった。経緯は必ずしも同じではないものの、部分的に共通した状況を持つ日本の現状打開についても重要な視野を提示するものであると考えられた。これらの検討の末、考案されたモデルが、DRモデルであった。DRモデルでは、①リスクの高いケースには従来型の調査介入を行い、②リスクが一定程度以下の場合には逆にコミュニティのサービスを中心に、エンパワメント型のサービスを提供する具体的導入事例として、筆者が調査訪問し、その後文献研究によりフォローしてきた、カナダのオンタリオ州における導入の経緯とシステムについての検討を行った。最終的に、日本におけるこれからのマルトリートメント対応システムの改善を議論するまでの論点整理を行った。

第3章「日本のマルトリートメント対応システムの現状と課題——児童相談所児童福祉司の調査から」では、第2章の検討で得られた、日本のシステム改革を考える上でのポイントについて、現時点での日本のマルトリートメント対応において中心的な役割を担う児童福祉司の担当ケース数、およびストレスについての調査を使用して検討を行った。

日本のマルトリートメント対応システムの中核的な役割を担っている児童相談所児童福祉司について分析を行うことにより、日本のマルトリートメント対応システムの現状と今後のあり方について検討した。児童福祉司の意識と負担から作成した認知尺度とマスラック・バーンアウト尺度を軸として、日本におけるマルトリートメント対応システムの現状と課題を分析した。

その結果、マルトリートメント対応は児童福祉司の負担となっており、特にリスクの高いマルトリートメントといえる虐待相談は、他の相談種別と比較して格段に負担となっている構造が明らかとなった。

また、児童相談所のマンパワーと専門性に関しては、財政・政策上の課題がるもの、現状では児童福祉司の負担が大きかった。そのため、児童福祉司の質と量を充実させることにより、状況が改善されることを示唆する結果が析出された。仮に政策的な動きが遅かったとしても、長期的な方向性として、マンパワーと専門性を高める方向に変化のベクトルを向けておくことが重要であるといえる。

対象に応じたサービス提供の効果については、虐待対応専従組織、あるいは家族再統合等の専従組織が設置されている場合、専門職としての意識と向上心、援助者からの支持感覚が高くなるという効果がみられた。日本の児童相談所においても、マルトリートメントの特徴に応じて必要なサービスを投入することには、一定の効果が見られる可能性が示唆された。現在、特に当事者参画という視点から、合同ミーティングやファミリーグループ・カンファレンスなどの導入が進められている。対象によるサービス提供のノウハウを蓄積することにより、さらに効果的なモデルを検討する下地を作ることが必要である。

第4章「日本におけるマルトリートメント対応システムの改善」では、本論文のまとめとして日本における今後のマルトリートメントシステムのあり方について検討を行った。最初に、第2章で得られた検討における枠組みについて、第3章までの議論を踏まえつつ、検討すべきデータを交えながら今後の日本におけるマルトリートメント対応システム改革のあり方についてエビデンスを整理した。その上で、検討の土台として、2004年年の児童福祉法等改正による、市町村、児童相談所の二重構造、および第2章でのDRモデルの成果についての検討を踏まえた上で、日本のマルトリートメント対応システムの近未来像として提案を行った。

最初に、筆者が関わった過去の研究の結果を見直すことにより、「当事者を中心としたエコシステムの重視」、「対象のリスクやニーズに応じた柔軟な対応システム」、「マルトリートメント対応を充実するための体制整備」「検証システムとアカウンタビリティ」について論点をまとめた。第1点目の「当事者を中心としたエコシステムの重視」については、第2章、第3章においても検討したものであるが、家族再統合の過去のデータからみて、エコシステムの改善や当事者、当事者を取り巻く関係者の参画が重要であることを明確にした。第2点目の「対象のリスクやニーズに応じた柔軟な対応システム」については、リスクアセスメントはとても重要なものの、特にマルトリートメント家庭においては、その家庭の持つ文化への対応や、ライフステージとリスクやニーズの段階に応じた対応の重要性を指摘した。第3点目の「マルトリートメント対応体制を充実するための体制整備」については、地域における支援体制の充実と共に、市町村と児童相談所が共同したサービス提供を検討する必要性を指摘した。第4点目の「件称すシステムとアカウンタビリティ」では、現在の日本では、予後評価や客観的な基準を作成するシステムそのものが欠如しており、アカウンタビリティを担保するためのシステム作りから再検討する必要性を指摘した。

以上の4点の検討から、日本におけるマルトリートメント対応システムとして、第2章で検討したDRモデルを参考にしてモデルを提言した。まず、リスクやニーズに応じて対応できる仕組みを作るために情報を把握し、客観的な基準を提供するスクリーニング機関が必要である。その上で、ケースの客観的な区分として、①リスク介入型支援、②エンパワメント型支援、③①②以外の協働型支援への区分が有効であると提案した。

また、体系的に情報を蓄積する仕組み作りが重要であり、特にサービスを受けた後の子どもの自立状況を把握し、必要な支援を行っていく「予後調査機関」の必要性を指摘した。

「結びにかえて」では、本研究の限界と今後の課題を示した。本研究の課題として、全国の児童相談所児童福祉司の調査は大変貴重なものであるといえる。しかし、予防も含めたマルトリートメント全体についての調査ではない点が限界である。引き続き、様々な調査を行なながら、さらに論理的、構造的に日本のマルトリートメント対応システムのあり方についての議論を進めるべく努力したい。

本研究の成果

2004 年の児童福祉法等の改正では、区市町村が児童相談の第一義的な役割を担うことが規定された。しかしながら区市町村と児童相談所の役割分担などについては、まだまだ社会的な検討が不十分と言える現状である。短期的には区市町村と児童相談所の棲み分け、そして長期的には子ども虐待に留まらず、マルトリートメント全体を視野に入れた新たな対応システムの提案が求められていると考えた。加えて、マルトリートメント対応で先行した欧米諸国の経過や背景などについては十分に紹介されていない現状である。従って、欧米において増大するマルトリートメントに増大するシステムとして導入が進む DR モデルを紹介すると共に、その背景やメリットを踏まえて、日本における新たなモデルを提案したことは大きな意義があると言える。

本研究のオリジナリティは以下の 3 点にある。

第 1 点目は、北米における子どものマルトリートメント対応システムとして導入が進む DR モデルの導入過程を分析し、日本において参考となる重要な視点が得られたことである。第 2 点目は、日本における子どもへのマルトリートメント対応の中心的な役割を担う児童相談所児童福祉司に焦点を当て、その意識と負担の実態について分析した点である。第 3 点目は、日本における子どものマルトリートメント対応システム改善の方向性をモデルとして提案した点である。

審査結果の要旨

I 論文の構成と内容

本論文のタイトルは、『日本における子どものマルトリートメント対応システムのあり方に関する研究』であり、構成及び内容は、以下のとおりである。

本論文の目的は、①日本のこれまでのマルトリートメント対策に関して現状認識を分析し、②先行する北米における日本の現状と類似した局面における議論や対応を整理分析し、③日本における子どもへのマルトリートメント対応の中心的な役割を担う児童相談所の児童福祉司の意識と負担の実態に関する調査研究による実証分析を行い、これらの研究成果から、④日本における今後の子どものマルトリートメント対応システムを提案することである。

本論文は、「序論」と「4章」並びに「結びに変えて」から構成されている。

「序論」では、研究の社会的背景と意義並びに研究目的及び方法について整理している。

「第1章 日本におけるマルトリートメント対応の動向と課題」では、先行文献レビューを行い、マルトリートメント対応の視点やこれまでのシステムのあり方について論点を整理している。具体的には、子どものマルトリートメントについての社会的認知を進めることになった「権利主体としての子ども」という概念が、日本で紹介されるまでの動きについて整理されている。加えて、日本における子どものマルトリートメント対応システムについて、重要な議論を分類し、整理している。

「第2章 北米における子どものマルトリートメント対応システムの見直しと Differential Response Model の導入」では、北米を中心に発展してきたマルトリートメント対応システムである Differential Response Model が成立する経緯を分析している。そして現在、日本において以下の4点が、社会的に認識されているとしている。①子ども虐待対応件数の急激な増加、②社会的に子ども虐待が強く認識されてきたこと、③子どものマルトリートメントに関わるワーカーのマンパワーおよび専門性の不足、④社会やマスコミの論調として強権・介入・保護的な対応が求められ、特に死亡事例などに児童相談所の責任を問う声が強くなっているということである。しかしながら、この4つの特徴はかつて北米などでも、既に経験している状況であり、特に④に関しては、強権・介入・保護的な対応を充実するだけでは、子どものマルトリートメント対応に限界があることが議論されてきた経緯がある。その議論の結果、マルトリートメントを評価する焦点をリスクだけでなく、当事者を中心としたエコシステムにも置くようになった。これらの経緯は、必ずしも同じではないものの、部分的に共通した状況を持つ日本の現状打開についても重要な視野を提示するものであると指摘している。そして、このような議論における知見や、その中で再構築されてきた Differential Response Model について、文献研究により分析整理している。具体的には、北米および諸外国におけるシステム改革における検討のポイントを整理したうえで、Differential Response Model を紹介し、筆者が現地調査を行い、その後文献研究によりフォローしてきた、カナダのオンタリオ州における導入の経緯とシステムについての考察している。これらを踏まえて、日本におけるこれからのシステム改革を議論する上での論点整理を行っている。

「第3章 日本におけるマルトリートメント対応システムの現状と課題 — 児童相談所児童福祉司の調査から」では、日本のシステム改革を考える上での論点について、現時点で日本のマルトリートメント対応において中心的な役割を担う児童福祉司の担当ケース数、およびストレス等についての全国レベルの実態調査の調査結果を活用して、分析し考察を行っている。

「第4章 日本におけるマルトリートメント対応システムの改善」では、日本における今後のマルトリートメントシステムのあり方について考察している。具体的には、「第2章」で考察した枠組みについて、「第3章」までの考察を踏まえつつ、検討すべきデータを交えながら今後の日本におけるマルトリートメント対応システム改革のあり方に関するエビデンスを整理し、これらを踏まえて、2004年の児童福祉法等改正による、市町村、児童相談所の二重構造、および「第2章」の Differential Response Model の成果について、十分盛り込み、日本のマルトリートメント対応システムの近未来像を提案している。

「結びに変えて」では、本研究の限界と今後の課題について整理している。

II 論文審査の方法と結果

1 審査手続きと審査委員の構成

論文審査は、日本社会事業大学大学院学則、同学位規程定及び課程博士論文審査委員会内規に基づき、大学院研究科委員会で議決承認された大学院博士後期課程担当の専任教員 5名が審査を担当した。

5名の氏名と専門分野は以下のとおりである。

審査委員長（主査）	阿部 實	福祉政策、公的扶助制度国際比較
審査委員（副査）	佐藤 久夫	障害者福祉
審査委員	若穂井 透	子ども家庭福祉、社会福祉と権利擁護
審査委員	植村 英晴	障害者福祉、コミュニケーション福祉
審査委員	児玉 桂子	高齢者ケア環境、施設環境づくり支援

2 審査の経過

1月30日までに提出された論文について5人の審査委員がそれぞれ個別に審査した「第1次審査評価表（個別審査表）」を提出し、それを基に主査が「第1次審査評価表（総括表）」を作成、2010年12月16日に行なわれた大学院社会福祉学研究科委員会に報告し、12月18日に口述試問を公開にて行なうことが承認された。その後、論文提出者には、審査委員からの第1次審査における評価及び意見を主査が本人に伝え、本人は主査の指導の下で修正する事項を整理し、12月18日に公開による口述試問が実施された。口述試問において、さらに問題点が指摘され、2011年1月20日までに修正することとされた。1月20日に提出された論文を最終版とし、口頭試問も踏まえた「第2次審査評価表（個別表）」が各委員より提出され主査が「可」とする「第2次審査評価表（総括表）」を作成し、2011年3月3日の社会福祉学研究科委員会に提案し、承認されて博士の学位を与えることが承認された。

3 審査の内容

<審査方法>

審査の方法は、第1次、第2次ともに「審査評価表」に5つの評価項目が設定されており、評価委員はその各々の項目について評価することになっている。5つの評価項目とは、①研究課題の意義、②研究のオリジナリティ性、③先行研究のレビュー、④研究方法の論理性、実証性、⑤その他特記事項であり、その各々を踏まえた上で審査委員は総合評価を行なうことになっている。第2次評価は、それに付け加えて、口述試問の評価と最終的な総合評価がなされ、主査は各審査委員の個別の総合評価を踏まえて、最終的に審査の合否を記載して、大学院社会福祉学研究科委員会に提案することになる。

<第1次審査>

評価に当たった5人の審査委員の評価内容は以下の通りである。

日本における子どものマルトリートメント対応システムのあり方に関する研究は、社会福祉学の理論研究並びに社会福祉実践にとって重要な研究であり、意義ある研究課題である。とりわけ、欧米において増大するマルトリートメントに対応するシステムとして注目されている「Differential Response Model」に言及し、その背景やメリットを踏まえて、日本における新たなモデルを提案したことは大きな研究上の意義があると言える。

本論文は、①日本のこれまでのマルトリートメント対策に関して現状認識を分析し、②先行する北米における日本の現状と類似した局面における議論や対応を整理分析し、③日本における子どもへのマルトリートメント対応の中心的な役割を担う児童相談所の児童福祉司の意識と負担の実態に関する調査研究による実証分析を行い、これらの研究成果から④日本における今後の子どものマルトリートメント対応システムを提案した点に、研究のオリジナリティがある。

研究成果としては、①北米における子どものマルトリートメント対応システムとして定着してきた「Differential Response Model」の導入過程を分析し、日本において参考となる重要な視点が得られたこと、②日本における子どもへのマルトリートメント対応の中心的な役割を担う児童相談所の児童福祉司に焦点を当て、その意識と負担の実態について2次分析から得られた知見、③最終的に有村提案モデルとして、日本における今後の子どものマルトリートメント対応システムのあり方を提案した等の諸点があげられる。

先行研究を丹念にフォローし、きちんとしたレビューを行っている。

また、研究方法は、論理的で実証性を備えているが、より一層これらを高めるため記述の再整理を要す部分がある。

なお、本論文は3回目のチャレンジである。前回審査における改善を要すると指摘された第2章の「Differential Response Model」の説明不足、特になぜ「Differential Response Model」が普及したのかについては説明する必要があるという指摘については、詳細に文献を検討整理し明確に説明する等の改善が顕著である。ちなみに、「リスク」から「当事者を中心としたエコシステムの再構築」への援助方針転換に対して、北米でどのように対応し、区分対応モデルを導入してきたのかを紹介したことは重要な指摘であり、このことにより、虐待のリスク対応だけでなく、「マルトリートメント」への対応システムとして組み直す必要について指摘している。

<口述試問及び第2次審査>

論文の内容について、ポイントを押さえた報告であった。

審査委員の質問にも、自分の現時点の力量を十分自覚しつつ、それなりに回答した。このような口述試問における対応の面から見て、本論文の内容は十分咀嚼しているものと判断され、また自立した研究者として、今後の研究へのしっかりした基礎が形成されているものと評価できる。

研究方法については、論理性・実証性は一応備えているが、第3章とりわけ調査分析の記述については、分析結果がより明確になるように再整理した方が望ましく、修正のうえ再提出とした。

修正のうえ再提出された論文は、良く再整理され、記述が明確になり、論理もよりわかりやすく改善され、課程博士論文として必要とされる内容、水準を充分クリアしている。

本研究は、①日本におけるこれまでのマルトリートメント対応に関して現状分析を行い、②先行する北米における日本の現状と類似した局面における議論や対応を整理分析し、③日本における子どもへのマルトリートメント対応の中心的な役割を担う児童相談所の児童福祉司の意識と負担の実態に関する調査研究による実証分析を行い、④①～③の研究成果に基づき日本における今後の子どものマルトリートメント対応システムを提案した点に、研究のオリジナリティがある。

概念装置の析出や研究方法、分析方法の開発研究を意欲的に試みており、研究のオリジナリティ性が認められる。理論研究と実証研究を総合的に統一しようと意欲的に取り組み、研究の論理性並びに実証性に関しては、これまでの博士論文のレベルを充分クリアしている。

審査委員会は上記の点を2011年3月3日の社会福祉学研究科研究委員会に提案し、了承・議決を得た。

日本社会事業大学社会福祉学研究科は上記の手続きを経て、2011年3月18日に有村大士に「博士(社会福祉学)」を授与することとした。



博士学位論文

内容の要旨および審査の結果の要旨【第17号】2010

2011年6月発行

日本社会事業大学
〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30
Tel : 042(496)3105 (大学院教務課)
Fax : 042(496)3101
